正四位に叙する
（京都大学名誉教授）
中根與志博

従四位に叙する
岡野　正彌

正五位に叙する
松澤　洋一

従五位に叙する（各通）
松下　修治

（久喜市議会議員）
青木　信男

正六位に叙する（各通）
小松　勇

正七位
従六位に叙する（各通）
秋田　敏夫
廣森　秀雄

従七位に叙する（以上六月八日）
加納　喜明
井上　晴世

従五位に叙する
清水　榮三

正七位に叙する（各通）（以上六月九日）
三澤　毅

従四位に叙する
坂田　實

従七位に叙する（以上六月十日）
小池　哲明

従七位に叙する（六月十三日）
**○叙勲**
菊池　昭三

旭日単光章を授ける（六月六日）
小林　正吾

旭日単光章を授ける（六月七日）
（久喜市議会議員）
青木　信男
小松　勇

旭日双光章を授ける（各通）
太田　隆久
千葉　政吾

旭日単光章を授ける（各通）（以上六月八日）
池田　悦郎

瑞宝小綬章を授ける
赤松　旭美
鎌田　堅二
小林　一郎

瑞宝双光章を授ける（各通）
片山　三郎
向後　榮
山口　一英

（姶良市消防司令）
伊地知康昭

加藤　六郎　關本　憲治　戸鳶　正已

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月四日）
岡野　正彌　山下　廣順

（名古屋大学名誉教授）
松澤　洋一

瑞宝中綬章を授ける
赤嶺　香　荒木　則通　木原　功
小島　幸夫　坂本　正衛　庄司　充
竹内　哲　武田　寛已　宮本　茂

瑞宝双光章を授ける（各通）
（海上保安官）
黒澤　昭二　齋藤　重信　上原　広勝
高松　征俊　福島喜八郎　相馬　精一

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月五日）
（名古屋工業大学名誉教授）
長野　靖尚

瑞宝中綬章を授ける
（㈱関工業高等専門学校名誉教授）
**舩**山　秀一
古屋　泰照

瑞宝小綬章を授ける（各通）
安部　正美　大西　信義
小林　治壽　津田　力夫　新居　宣男
足田　英順　丸山　朝夫
（新潟県職員）
南野　賢治　矢部　壽秀　山川　哲司

瑞宝双光章を授ける（各通）
石橋　幸榮　印田　誠　小田切清見
田中　観　**邉**善三郎

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月六日）
岩田　仁孝　岡崎　常宏　小川　良繼
笠原　壯一　河村　守雄　後藤　史郎
佐藤　公治　塚野　孝昭　寺嶋　正男
中村　功　古川　典明　松岡　直人
宮崎　博　若山　秀夫

瑞宝双光章を授ける（各通）
西川　豊　早川　正男
福本　敏行　宮下　帝

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月七日）
中根與志博

瑞宝小綬章を授ける
加納　喜明　紙本　卓　住谷　永市

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上六月八日）
坂田　實

瑞宝単光章を授ける（六月十日）
小池　哲明

瑞宝単光章を授ける（六月十三日）

# 官庁報告

## 官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の四十一の規定により、登録講習機関より届出があったので、同法第二十四条の五十第二号の規定により公示する。

平成二十七年七月十三日

金融庁長官　森　信親

貸金業法第二十四条の三十八第二項第四号に掲げる事項の変更

次の役員が平成27年7月10日付で退任。

| 役　職 | 氏　名 |
|---|---|
| 会員監事 | 籠谷　修司 |

**中国地方整備局公示**

一級河川高梁川水系高梁川で河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき除却・保管した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の3第1項第2号の規定に基づき公示する。

平成27年7月13日

中国地方整備局長　尾藤　勇

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

①小型船舶（ＦＲＰ製）1隻、小型船舶(木製)1隻

②小型船舶（ＦＲＰ製）1隻

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1)　保管した工作物の放置されていた場所

①岡山県倉敷市玉島乙島地先

②岡山県倉敷市連島町西之浦地先

(2)　当該工作物を除却した日時

①平成27年6月1日午前10時

②平成27年6月1日午前10時

3　当該工作物の保管を始めた日時及び保管場所

(1)　当該工作物の保管を始めた日時

①平成27年6月1日午後1時

②平成27年6月1日午後1時

(2)　保管場所　岡山県倉敷市西阿知地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所高梁川出張所管内

4　保管した工作物を返還するため必要と認められる事項　当該工作物の返還を受けるべき所有者等であることを証明する書類を提示し、当該工作物の除却、保管及びその他措置に要した費用を負担すること。

5　問い合わせ先　岡山県岡山市北区鹿田町二丁目4番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課　電話086―223―5193

一級河川旭川水系旭川で河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき除却・保管した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の3第1項第2号の規定に基づき公示する。

平成27年7月13日

中国地方整備局長　尾藤　勇

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

①小型船舶（木製）1隻、小型船舶(ＦＲＰ製)1隻

②小型船舶（木製）1隻

③桟橋　5箇所

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1)　保管した工作物の放置されていた場所

①岡山県岡山市北区中原地先

②岡山県岡山市北区中井町地先

③岡山県岡山市中区平井地先

(2)　当該工作物を除却した日時

①平成27年6月4日午前9時

②平成27年6月4日午前11時

③平成27年6月3日午前11時

3　当該工作物の保管を始めた日時及び保管場所

(1)　当該工作物の保管を始めた日時

①平成27年6月4日午前10時

②平成27年6月4日午前11時

③平成27年6月3日午後1時

(2)　保管場所　岡山県岡山市北区玉柏地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所大原排水機場